

勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://oh-kinmui.jp/> E-mail web@oh-kinmui.jp
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389



県立奈良病院の 時間外手当訴訟が意味するもの

勤務医担当副理事長 川崎 美榮子



県立奈良病院産婦人科の当直時間すべてが「労働時間」にあたるかが問われた裁判*で、2014年12月19日、大阪高裁は一番奈良地裁と同様に労働時間と判断して、病院側に1280万円の未払い賃金の支払いを命じた。同様の裁判は各地でおこされ、若干ながら、勤務医の夜間労働に対する理解はできつつある。

これらの問題は「当直医」という、勤務医に付随した夜間労働の解釈が混乱している

ことに端を発している。

宿直業務の変容

日本の医療法では16条で、「医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならぬ」と規定し、労働基準法では当直医の業務を「宿日直業務」としている。この医療法の規定は元々結核療養所などで、夜間ほとんど睡眠ができ、たまに亡くなる患者さんがいる場合などに起きている状態を想定

したものであった。

ところが1960年代から、開業医の職住分離が急速に起こり、経済活動の活発化などで発生が増えた急病・救急の患者たちが医師の居る病院に殺到するようになり、入院患者に加えて外来患者への対応にも追われるようになったものである。

改善を阻む医師不足

厚労省労働基準局は2002年3月「医療機関における休日

および夜間勤務の適正化について」という通達を出している。それによれば宿日直勤務として許可される業務は、常態としてほとんど労働する必要がない業務であり、病室の定期巡回や要注意患者の短時間の業務に限るとし、また十分な睡眠が確保され、週一回程度を限度とする、とある。

ところが実態は、多くの病院で日勤勤務医が夜間にも連続して勤務し、入院患者のみならず、外来に急病・救急で訪れる患者の診療を担当している。この長時間・過重労働が勤務医の困難、過労死、医療事故などの大きな一因となっている。

これを根本的に改めるには、人口あたりのERと急病外来を整備し、若い開業医にも参加できる仕組みを考えていく必要があるだろう。20年

くらい前から勤務医部会では、病院勤務のシフト制についてのアンケートをとったりしているが、医師自身が無理と感じていたり、医者とはそんなものだ、という答えが返ってきた。当直の定義と実態を国会で議論していただく必要があるのではないだろうか？ 皆様のご意見をお待ちしております。

*2006年当時、県立奈良病院(現奈良県総合医療センター)では夜間や休日の当直1回につき2万円の手当を支給していたが、同院の産婦人科医2人が当直中の分娩が常態化する過酷な状況下で「手当は勤務実態を反映しておらず、当直時間は労働時間にあたる」と主張し、労働基準法で定められた時間外・休日の割増賃金を支払うよう求めていた。

開業して思うこと 61



糖尿病専門クリニック開設3年を振り返り (収入は減っても環境や人に恵まれ幸せな日々)

なかじま糖尿病内科(東淀川区) 院長 中島 芳樹

2012年5月7日に大阪市東淀川区に開業し、早3年になろうとしております。病院にも負けない糖尿病クリニックを目標に血液検査の至急報告を行っております。前職より多くの患者さんに継続通院して頂いておりますが、開業医でも一般生化学検査やHbA1cなどの当日迅速報告を多くの患者さんは求めますし、お互いにとってメリットとなります。

また、腹部・頰動脈エコー、脈波伝達速度(PWV・ABI・TBI)などの生理機能検査を実施しております。そのため、初期設備投資や人件費(秘書・臨床検査技師も雇用)もかさみ、収入に関しては勤務医時代より減っておりますが、無駄遣いもしなくなりましたし、大好きなお酒も控えるようになった(?)と思います。お金のこともしっかりと勉

強するようになりまし、勤務医時代と比べてもその点は十分に成長できたと思えます。

女性中心の職場であり、何かとスタッフ同士のトラブルが続いていた時期もございましたが、病院勤務医時代に意気投合した医療秘書が産休より復帰してからはようやく安定してきております。小生にも他のスタッフにも攻撃的なモンスター看護師には難渋しましたが、顧問税理士や保険医協会にも相談に乗って頂き、無事に乗り越えることができました。

充実した「医者らしい」生活

勤務医時代には臨床以外の雑務も多く、常に時間に追われる日々でした。ほぼ毎日外来

をしており、3分間診療を行いながら病棟患者も多数抱えておりました。外来診療中にも関わらず病棟看護師から遠慮のない(時には無礼な)電話に辟易し、中堅にも関わらず部下もおらず、とても定年まで続ける気にはなりません(精神的にも肉体的にも)。

そのような環境から抜け出し、自分の理想を求めた診療(糖尿病専門クリニック)を開業したわけですが、以前と比べ自分の時間も増え、精神的な余裕も生まれております。論文・雑誌を読み、研究会や学会への参加する機会も大幅に増えております。専門医としては新しい知識の習得は生き残るためにも大切ですし、有意義な日々を過ごしております。

最近の頭を悩ませる点は増患対策(あと1日5人は増えて欲しい)、電子カルテ対策(非常に使いにくい)、製薬会社MR訪問対策(迷惑なMRも多い)など。しかし、総合的には開業により「医者らしい」「人間らしい」生活を送れるようになりました。周囲(スタッフ・税理士・医師会・保険医協会)に恵まれた結果であり、非常に感謝しております。



消費税率 引き上げ延期に思う

医療法人橋会 松本 英樹
東住吉森本病院管理部長

昨年12月に実施されました衆議院選挙で自民・公明党の圧勝は記憶に新しいところです。消費税増税が延期となり、個人にとっては出費が和らいだ感がありますが、われわれの医療、介護業界にとっては、喜んではいられない状況もあるようです。

政府は、年末に開催された経済財政諮問会議で、来年度予算編成の基本方針案を示しました。そこには、今年10月に予定していた消費税率10%への引き上げが2017年4月に延期したことに伴い、増税分の財源をあてにしていた医療・介護などへの「社会保障費をどう絞り込むかが焦点」とありました。

歳出(支出)の3割を超える社会保障費は、常にやり玉にあげられます。国の歳出をよく見ると、社会保障費が30兆円を超え誰もが一番多いことを認めざるを得ません。また、国債費(借

金の返済)が、来年度も23.3兆円予算編成される見込みで、社会保障費に次いで多い歳出です。このため政府も国債発行を少しでも減らすのに必死なのですが、いわゆる借金返済に毎年20兆円以上も歳出があることは単純に信じ難い状況です。今なお、借金返済のために、さらに国債を発行し借金を積み上げる構造に一人の国民として将来の不安を拭いきれません。これは長年の先送り体質がこの現状を生んだのではないのでしょうか。そして今、そのしわ寄せが社会保障費を圧縮せざるを得ない状況を作っているように思います。

消費税を増税することで税負担を広く国民に求め、その財源を捻出し社会保障費に充てるということですが、他方で病院負担も多くなるわけで、診療報酬改定で補っているものの極めて

曖昧ですし、消費税負担(損税)も大いに議論して頂き、次回改定までには損税問題も解決してもらいたいと思います。

今回の消費税率引き上げ延期による影響は、今年の介護報酬改定でマイナス改定が確実視されているように、今後の診療報酬改定でもマイナス改定や損税問題など病院経営に暗い影を落とします。アベノミクスにより景気回復基調などと報道されますが、医療介護業界は程遠いように思います。

「病院事務長のつづやき」が愚痴に終始してしまいましたが、今年は「ひつじ年」です。逆境に負けず各病院が「群羊を駆りて猛虎を攻む」ということわざどおり、力を結集し少しでも各病院が発展でき、伸びゆく年であってほしいと願います。

保険医協会・勤務医部主催
学習会のご案内

外来での「認知症」 診療について

— 知っておくべきこと、
合併症との関連、
最新の情報など —

保険医協会勤務医部は、はしもとクリニック(浪速区開業)院長(前大阪市大神経精神医学准教授)の橋本博史氏をお迎えし、認知症をテーマにした学習会を開催します。高齢化の進行と在宅を推進する政策が相俟って、外来で専門外の診療科にも認知症の患者さんの受診増加が予想され、これらの患者さんへの外来での診療(対応)のヒントや知っておくべきこと、合併症との関連、最新の情報などをお話して頂きます。ぜひ、ご参加ください。

日時 3月14日(土) 午後3時~5時
会場 保険医協会2階 会議室
講師 はしもとクリニック(浪速区開業) 院長 橋本 博史氏
(前・大阪市大神経精神医学准教授)
申込み 参加者氏名、住所、連絡先を明記のうえ、FAX 06-6568-2389で保険医協会・勤務医部まで
費用 無料

※府医「生涯研修制度」の対象予定です

開業医の先生方を力強くサポート ~新規開業シリーズ講習会のご案内~

保険医協会では、新しく開業された医療機関を対象にした「新規開業講習会」を企画しました。開業半年後の近畿厚生局による新規個別指導対策編をはじめ、審査委員による保険診療の解説、スタッフを雇用する上で知っておきたい雇用管理知識、医院で起こる様々なトラブル対応法、開業1年目の先生が知っておくべき税務対策を5回のシリーズで開催します。

日常診療に取り組んでいる先生のみならず、ご家族やスタッフの参加も歓迎します。

第1回 「トラブル対策」編 —患者やスタッフとのトラブルもこれで万全—
日時 3月28日(土) 午後2時30分~4時30分
講師 大阪府保険医協会事務局 尾内 康彦

第2回 「雇用管理」編 —よりよい医療の提供は最適な雇用管理から—
日時 4月25日(土) 午後2時30分~4時30分
講師 桂 好志郎 社会保険労務士

第3回 「新規開業個別指導」対策編 —近畿厚生局の開業半年後の指導に備えて—
日時 5月27日(水) 午後2時30分~4時
講師 保険医協会役員など

第4回 「保険診療」編 —審査委員、先輩開業医がわかり易く解説—
日時 6月20日(土) 午後2時30分~4時30分
講師 審査委員、保険医協会役員

第5回 「税務対策」編 —新規開業医が知っておくべきポイントを解説—
日時 7月11日(土) 午後2時30分~4時30分
講師 保険医協会税理士団 中谷 光之 税理士

※会場は、いずれも保険医協会会議室、参加費は無料。事前にご予約ください。(FAXや電話、インターネット申込み可)
主催 大阪府保険医協会・組織部 / 連絡先 大阪市浪速区幸町1-2-33 TEL 06-6568-7721 FAX 06-6568-2389

伝言板 Message Board

求人(病院・診療所)

- ▶耳鼻咽喉常勤医/耳鼻の手術積極的に取り組みます/耳鼻咽喉科サージッククリニック老木医院/問合せ・0725-47-3113(事務長) oiki-clinic.jp
- ▶内科常勤医/週4日勤務可/JR「茨木」駅/徒歩5分/茨木市駅前町3-2-2-404/たかみクリニック/委細面談/問合せ・072-631-3001
- ▶皮膚科医師(常勤)/社会医療法人

- 領徳会日野クリニック/泉北高速鉄道「深井」駅/送迎5分/出勤日・勤務時間応相談/問合せ・072-235-2068(田中)
- ▶整形外科非常勤医師/月・水・木午前診(1日でも可)/内科非常勤医師/外来・訪問医療/東大阪市鴻池新田1分/(医)みらいクリニック/問合せ・06-6748-3113(事務長)

テナント物件/貸・売・継承医院

- ▶テナント物件/枚方市津田元町1-8-3

- /JR学研都市線「津田」駅/徒歩5分/国道307号線沿/新築医療ビル/2階歯科開業中/1階・47坪/3階・44坪募集中/問合せ・072-845-6761(高橋)
- ▶テナント物件(医療ビル)/東淀川区大隅/大阪市営バス「大阪経大前」徒歩1分/地下鉄今里筋線「瑞光4丁目」駅徒歩4分/阪急京都線「上新庄」駅徒歩7分/人通り多/眼・耳鼻咽喉・皮膚・小児・心療内科の真空地域/1階(21坪)・2階3階(33坪)/内部自由設計可/賃料相談応/問合せ・06-6327-0498(村井)
- ▶テナント物件/南海本線「岸里玉出」駅前スグ/地下鉄四つ橋線「玉出」駅徒歩5分/2011年10月新築ビル/2F、3F部分/1F眼科です/各階約47坪/セコム格安/内部自由設計可/問合せ・山中

- 眼科06-6661-3075(FAX06-4703-3666)
- ▶テナント物件/東成区東小橋3-17-1/JR・地下鉄・近鉄「鶴橋」駅徒歩1分/千日前通に面しアーケード有/医療ビル1・2・4・5階/約26坪/3階歯科盛業中/診療科目は何でもOK/眼科の真空地域/賃料相談応/分割賃貸可/問合せ・090-5660-3973(近藤)
- ▶貸医院/港区夕風交差点前/地下鉄「朝潮橋」駅/徒歩5分/市バス停前/内科・外科最適/一戸建鉄骨2階/合計約50坪/集客力大/連絡先06-6574-1526(藤田)
- ▶貸医院/阪急「茨木」駅/徒歩3分/新築物件/45坪/平成27年4月完成/医院・診療所適す/間取り変更可/賃料36万円/問合せ・080-8346-8013(高山)